

新型コロナウイルスに関する注意喚起（第32報）：  
当地における感染状況等（5月5日現在）

- 本日現在の当地（DC, MD, VA）における新型コロナウイルスの感染状況をお知らせします。
- 連邦、各州政府の主な措置等についてお知らせします。

1. 本日（5月5日）18時現在の当地における感染者数は以下のとおりです。

（1）ワシントンDC：5,322名（死亡264名）

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.dc.gov/page/coronavirus-data>

（2）メリーランド州：27,117名（死亡1,290名）

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.maryland.gov/>

（3）バージニア州：20,256名（死亡713名）

◎地域別感染者数はこちら

<http://www.vdh.virginia.gov/coronavirus/>

◎DMVにおける感染者数の推移

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html#4](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html#4)

2. 連邦・各州政府の措置等

（1）連邦政府

米国国勢調査局（Census Bureau）は、新型コロナウイルスに係る状況に鑑み、現在実施中の2020年国勢調査の日程を変更しました。この変更により、7月31日を期限としていた自己回答は10月31日が期限となり、また、未回答世帯への調査員による追跡調査（自宅訪問）は8月11日以降に実施予定となりました。

◎国勢調査局HP（変更後の日程一覧：日本語）

<https://www.census.gov/library/fact-sheets/2020/dec/2020-operational-adjustments-covid-19/operational-adjustments-japanese.html>

◎2月26日付当館領事メール（米国国勢調査への協力について）

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/download/census2020.pdf>

（2）ワシントンDC

5月4日、ボウザーDC市長等が記者会見を行ったところ、主な内容は以下のとおりです。

- ・再開に必要な14日間の持続的感染者数減少に関し、本日の時点ではまだ0日目（4枚目）。
- ・16th Street Heights及びColumbia Heights近隣で感染率が増加（5枚目）。
- ・今週からHoward University Hospitalに新たな検査場を開設。火曜日及び木曜日の午前10時から午後2時までで、電話予約が必要（Tel202-865-2119）（13枚目）。
- ・DCの病院はCOVID-19以外の病状を治療できる状態にある。自身の（心臓発作や脳卒中等の予期）症状をしっかりとモニターするように（15枚目）。
- ・（質疑応答において）家族間のイベントの定義が難しいが、専門家との議論を踏まえると、外出禁止令の中で、家族・親戚・友人間での10人以上のイベントや集まりも禁止とされている。

◎会見資料

[https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page\\_content/attachments/Situational-Update-Presentation\\_050420.pdf](https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page_content/attachments/Situational-Update-Presentation_050420.pdf)

(3) メリーランド州

5月4日、ホーガン知事は、同州西部ヘイガースタウン（Hagerstown）の車両排気検査場（VEIP）に新しいドライブスルー検査場を開設することを発表しました。対象は州民のみで、検査を受けるためには医師の指示書（order）および予約が必須となります。

◎詳しくはこちら

<https://governor.maryland.gov/2020/05/04/governor-hogan-announces-continued-expansion-of-covid-19-testing-at-vehicle-emissions-inspection-program-stations/>

(4) バージニア州

本日、非基幹ビジネス閉鎖命令の終期を5月14日午後11時59分までに延長した修正州知事命令53号が公表されました。なお、同命令で定められている10人超の集会禁止は引き続き6月10日午後11時59分まで（現行の外出禁止命令の終期と同じ）、K-12学校の休校も引き続き学年末までとなっています。また、ノーザム州知事は、5月4日の記者会見において、今後の状況を見て5月15日以降に規制を緩和することができるか検討すると述べました。

◎詳しくはこちら

[https://www.governor.virginia.gov/media/governorvirginiagov/executive-actions/E0-53-SECOND-AMENDED-Extension-of-Temporary-Restrictions-Due-To-Novel-Coronavirus-\(COVID-19\).pdf](https://www.governor.virginia.gov/media/governorvirginiagov/executive-actions/E0-53-SECOND-AMENDED-Extension-of-Temporary-Restrictions-Due-To-Novel-Coronavirus-(COVID-19).pdf)

【検査施設一覧】

◎ワシントンDC（除：民間検査施設）

[https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page\\_content/attachments/Testing-for-COVID19-05-04-2020-v2.pdf](https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page_content/attachments/Testing-for-COVID19-05-04-2020-v2.pdf)

◎メリーランド州

<https://coronavirus.maryland.gov/pages/symptoms-testing>

◎バージニア州

<https://www.vdh.virginia.gov/coronavirus/covid-19-testing/covid-19-testing-sites/>

（注）各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

（注）上記のほかにも、連邦・州・地方政府（郡、市など）レベルで感染拡大を抑制するための各種措置がとられています。特にお住まいの郡や市など地方政府が発信する情報には生活に密接に関わるものが多く含まれていますので、各自において最新情報の把握に努めてください。

3. 当館ホームページに新型コロナウイルス関連情報を掲載しています。情報収集の一助としてご活用ください。

◎当館 HP（新型コロナウイルス関連情報）

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html)

4. 当館では、3月18日以降、当館領事班の人員体制を縮小しています。お急ぎでない手続きについては、ご来館の時期を再検討願います。

◎当館領事窓口をご利用予定の皆様へ（お願い）

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement//20200427importantmessagecoronavirus.pdf>

5. 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館（領事班）まで御一報願います。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：[https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)